

## 会津坂下町復興推進計画

平成25年10月18日  
福島県河沼郡会津坂下町

### 1. 計画の区域

会津坂下町全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。また、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による農産物等の出荷停止や、いまだに拭えない風評被害は、本町を代表する産業である農業や食料品製造業等に甚大な影響をもたらした。農業と製造業をあわせた経済損失は、25億3千万円にも上り、関連業種への影響や雇用の不安定化が懸念されるなど地域経済や住民生活に不安が生じている状況である。

このような中で、本町の地域特性や地域資源を活用し、福島復興に貢献していくとともに、引き続き風評被害の払拭に取り組みながら、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、本町の経済活力再生及び雇用機会の拡大を図る。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の製造業における製造品出荷額の約17%を占める中核的産業である食料品製造業への設備投資等の支援を通じて、本町の経済活力再生及び雇用機会の拡大を図る。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本町に立地する株式会社太郎庵（以下「対象事業者」という。）が、菓子製造工場を当町福原前地内へ新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであ

ることの説明

本町における食料品製造業は、町内の製造業における製造品出荷額の約17%を占めており、本町の中核的な産業である。また、本事業は、食料品製造業の製造品出荷額の59%、従業者数の56%を占める事業者が実施するものであり、投資の規模としても、本町の食料品製造業の平均設備投資額を大幅に上回るものである。

したがって、地域の中核的な産業である食料品製造業の生産能力等の増強を行うことは、目標に掲げた「本町の地域特性や地域資源を活用し、福島復興に貢献していくとともに、本町の経済活力再生及び雇用機会の拡大を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本町を代表する食料品製造業であり、「全国米食味分析鑑定コンクール」で入賞を果たした熱塩加納産のコシヒカリや、農薬の使用を極力抑えた北会津産の完熟いちご等、地元会津産の厳選された原材料を積極的に用いて付加価値のある菓子作りを行う事により、他社との差別化を図っている。また、地元の農家と直接契約を結び、新商品の開発を行うなど、地産地消の取り組みを行うことにより、地元農産物生産者の支援にもつながっている。

本計画の実施により、対象事業者の生産能力が増強されることは、地元関連産業の活性化と雇用の確保に結び付くものであり、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と、経済活力の再生が期待できるものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、会津坂下町、福島県、対象事業者、株式会社東邦銀行、会津坂下町商工会を構成員とする会津坂下町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。